

社団法人 小田原青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議は、社団法人小田原青年会議所
(ODAWARA JUNIOR CHAMBER INCORPORATED)
と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の事務所は、小田原市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、
明るい豊かな社会の実現に向かって、次の各号
に掲げる事項の遂行を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化及び政治に関する諸問題
の研究並びに社会開発計画 (COMMUNITY
DEVELOPMENT PROGRAM) の積極的推進
を図り、地域社会に貢献すること。
- (2) 関係諸団体と協力して、地域社会の発展を通じ、
日本経済の正しい進展を図ること。
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通
じ、日本及び世界の青年と提携して国際的な理
解並びに親善を助長し、人類の幸福と平和に寄
与すること。
- (4) 指導力開発 (LEADERSHIP DEVELOPMENT)
を基調とした青年の自己修練及び会員相互の親
睦を図ること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の
の利益を目的として事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用し
ない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次
の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化及び政治に関する調査研究及
びその改善発展のための諸事業
- (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事
業
- (3) 日本青年会議所、国際青年会議所国内及び国外

- の青年会議所並びにその他の諸団体との提携
- (4) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催
 - (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の種類及び資格)

第6条 本会議所の会員は、次の各号に掲げる4種類とし、その資格等は、当該各号に掲げるところによる。ただし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 小田原市又は足柄下郡に居住し、又は勤務する20歳以上40歳未満（以下「年令制限」という。）の品格ある青年で、次条の規程に従い入会したものとす。
ただし、年度内に年令制限を超えてもその年度内は、正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員 正会員であった者で年令制限を超えたもののみがその資格を有する。
なお、特別会員に関する細目については、「社団法人小田原青年会議所会員資格規程」の定めるところによる。
- (3) 名誉会員 本会議所に功労があった者で、理事会の決定により推薦されたものとし、終身制の名誉会員を除き原則として入会した年度内のみ資格を有する。ただし重任を妨げない。
- (4) 賛助会員 本会議所の趣旨に賛成し、その事業発展を助長しようとする個人又は団体で、次条の規程に従い入会したものとす。

(入会)

第7条 本会議所に入会を希望するものは、「社団法人小田原青年会議所会員資格規程」に基づく所定の入会手続きにより申し込むものとする。

- 2 入会承認は、理事会において行う。

(会費及び入会金)

第8条 正会員は、入会に際し、入会金20,000円を納入しなければならない。

- 2 正会員は、毎年所定の納期に会費として年額

120,000円を納入しなければならない。

- 3 特別会員は、所定の納期会費として年額6,000円を納入しなければならない。
- 4 賛助会員は、所定の納期に年額1口10,000円を納入しなければならない。
- 5 会員（名誉会員を除く）は、休会中であっても会費を納入するものとし、退会し、又は除名された会員が納入した会費は返還しないものとする。

（退会及び休会）

- 第 9 条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。
- 2 休会を希望する会員は、休会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会議所を退会したものとみなす。
 - (1) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (2) 出席義務を履行しないとき。

（除 名）

- 第 10 条 会員が次号のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。
- (1) 本会議所の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
 - (2) その他会員として適当でないと認められたとき。
 - 2 会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

（役員の種類）

- 第 11 条 本会議所に次の役員を置き、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とする。
- (1) 理 事 長 1 人
 - (2) 直前理事長 1 人
 - (3) 副 理 事 長 3 人又は 4 人
 - (4) 専 務 理 事 1 人
 - (5) 理 事 理事長、副理事長及び専務理事を含む20人以上28人以内
 - (6) 監 事 2 人又は 3 人

(7) 特別理事 若干名

(役員資格及び任免)

- 第 12 条 役員（直前理事及び特別理事を除く。）は、本会議所の正会員のうちから、総会において選任し、及び解任される。
- 2 直前理事長は、前年度の理事長が就任する。
 - 3 特別理事は、理事長経験者（直前理事長を除く。）たる正会員及び当該年度に、日本青年会議所、関東地区協議会又は神奈川県ブロック協議会の役員で、本会議所の理事に就任していないものが就任する。
 - 4 監事は、他の役員又は職員を兼ねてはならない。
 - 5 役員選任の方法は、『社団法人小田原青年会議所役員選任の方法に関する規程』による。

(役員任期)

- 第 13 条 役員任期は、当該役員に就任した年の12月31日までとする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、就任又は任期終了の場合においても、後任者の就任まで引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

- 第 14 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。
- 2 直前理事長は、理事長を補佐する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐し、あらかじめ指定した順序に従い、理事長に事故があるときはその職務を行う。
 - 4 専務理事は、理事長、直前理事長、副理事長を補佐して、本会議所の所務を処理する。
 - 5 理事は、理事会を組織し、所務の執行を決定する。
 - 6 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。
 - 7 直前理事長、監事及び特別理事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、理事における議決権を有しない。

第4章 会 議

(会議の種類及び構成)

第 15 条 会議は、総会、理事会及び例会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成し、例会は、会員をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

第 16 条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎年年度終了後60日以内及び11月の2回開催し、臨時総会は、理事長が必要と認めたとときこれを招集する。
- 3 正会員の5分の1以上又は監事が会議の目的たる事項を示し総会の招集を請求したときは、理事長は、1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、開会の日の10日前までに正会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載し書面で通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会及び理事会の議長は、理事長があたる。

(総会の定足数及び議決)

第 18 条 総会の定足数は、正会員委員の過半数とする。

- 2 総会の議事は、本定款に別段の定めのある場合を除き、出席正会員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、又は他の正会員の(議長を除く。)に決表を委任することができる。この場合において前2項及び第24条第1項第2号の規程の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第 19 条 本定款に別段の定めのある場所を除き、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処理方法の決定
- (5) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア 社団法人小田原青年会議所会員資格規程

- イ 社団法人小田原青年会議所役員選任の方法に関する規程
 - ウ 社団法人小田原青年会議所基金運用に関する規程
- (6) その他理事会が総会に諮るのを適当と決した事項

(理事会の種類及び招集)

- 第 20 条 理事会は毎月 1 回、臨時理事会の 2 種類とする。
- 2 定時理事会は毎月 1 回、臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から必要があったとき、理事長がこれを招集する。

(理事会の定足数及び議決)

- 第 21 条 理事会の定足数は理事の過半数とする。
- 2 理事会の議事は出席理事の過半数によって決し、可否決同数のときは議長がこれを決する。

(理事会の決議事項)

- 第 22 条 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- (1) 総会から委任された事項
 - (2) 総会に提出すべき議案
 - (3) その他本会議所の所務の執行に関する事項

(例 会)

- 第 23 条 本会議所は「社団法人小田原青年会議所運営規程」の定めることにより、原則として毎月 1 回以上例会を開催する。

(議事録)

- 第 24 条 総会及び理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 総会にあって正会員の現在数及び出席正会員数、理事会にあっては理事の現在数及び出席理事数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 総会及び理事会の議事録には、議長のほか総会にあっては出席理事のうちから、理事会にあって出席理事のうちからその会議において選出された者 2 人以上が署名押印しなければならない。
- 3 例会の議事録については、「社団法人小田原青年会議所運営規程」の定めるところにする。

第5章 管理

(定款その他書類の備付)

- 第 25 条 理事長は、定款、諸規程、議事録、財産目録及び会員名簿を本会議所事務局に備えておかなければならない。
- 2 理事長は、会員が前項に書類の閲覧を求めたときは、正当の理由なくしてこれを拒んではならない。

(決算書類の提出及び承認等)

- 第 26 条 理事長は、年度終了後遅滞なく次に掲げる決算書類を作成し理事会に提出するとともに、監事の監査に付さなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 収支決算書
 - (4) 財産目録
- 2 監事は、前項の規程により書類の提出を受けたときは、監査を実施し、定款総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、監事の意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 理事長は、毎会計年度定時総会の開会の日の1週間前までに、第1項の書類を事務局に備えておかなければならない。
- 5 理事長は、会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
- 6 理事長は、毎年定時総会終了後遅滞なく第1項の書類を社団法人日本青年会議所会頭に提出するものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

- 第 27 条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究し、審議し、及び実施するために委員会を置く。
- 2 委員会に関する細目については、「社団法人小田

原青年会議所運営規程」の定めるところによる。
(委員会の構成及び委員会の任命)

- 第 28 条 委員会は、委員長 1 人、副委員長 1 人以上 5 人以内、幹事 1 人以上 5 人以内及びその他の委員会若千人をもって構成する。
- 2 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命し、副委員長、幹事及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

第 7 章 事務局

(事務局の設置)

- 第 29 条 本会議所の事務を処理するために、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

- 第 30 条 事務局には、事務局長 1 人、その他の職員若千人を置く。
- 2 事務局長は、事務局を総轄する。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

(細 則)

- 第 31 条 第 2 条に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、「社団法人小田原青年会議所庶務規程」の定めるところによる。

第 8 章 資産及び会計

(会計年度)

- 第 32 条 本会議所の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、その年の 12 月 31 日に終了する。

(資 産)

- 第 33 条 本会議所の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金
 - (2) 会 費
 - (3) 寄付金
 - (4) 補助金
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第 34 条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会で定める。

(予 算)

第 35 条 本会議所の予算は、毎会計年度理事長が編成し、事業計画とともに理事会の決議を経てその年度の開始前少なくとも30日前までに総会の承認を得なければならない。

(財産の請求権)

第 36 条 会員は、退会し又は除名された場合、本会議所の資産に対し、なんらの請求もなし得ない。

第9章 定款の変更

(変更の議決)

第 37 条 本定款は、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(変更定款の提出)

第 38 条 本定款を変更した場合には、直ちに変更定款を社団法人日本青年会議所会頭に提出する。

第10章 解散及び残余財産の処分

(解散及び解散の議決)

第 39 条 本会議所は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規程により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の3分の2以上の同意を得て、主務官庁の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会議が解散したときの残余財産は、正会員の3分の2以上の同意を得て、本会議所と類似する目的を有する法人に寄付するものとする。

第11章 雑 則

(規程の制定)

第 41 条 本会議所は、その運営のため、次の各号に掲げる規程を社団法人日本青年会議所の定款、諸規

程及び諸細則並びに本定款に抵触しない範囲において定めなければならない。

- (1) 社団法人小田原青年会議所会員資格規程
- (2) 社団法人小田原青年会議所役員選任の方法に関する規程
- (3) 社団法人小田原青年会議所基金運用に関する規程
- (4) 社団法人小田原青年会議所運営規程
- (5) 社団法人小田原青年会議所庶務規程

(細 則)

第 42 条 本定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事会が別に定める。

(付 則)

- 1 この定款は、主務官庁の定款変更の認可にあった日から施行する。
- 2 この定款の施行の際、現に南足柄市及び足柄上郡に居住し、又は勤務するものでこの法人の正会員であるものは、第 6 条第 1 項第 1 号の規程にかかわらず、引き続き正会員の資格を有する。